

2 地方税制の沿革

平成 17 年	定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う「地方税法」改正（法律第5号）
平成 18 年	個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率の引上げ等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行う「地方税法」改正（法律第7号）
平成 19 年	上場株式等の配当及び譲渡益に対する都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設、低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長、信託法定定に伴う所要の措置等を行う「地方税法」改正（法律第4号）
平成 20 年	個人住民税における寄附金税制の拡充、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、公益法人制度改革への対応（法人住民税法人税割及び法人事業税所得割を法人税と同様の取扱いとする措置など）（法律第21号） 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設を行う「地方税法」改正（法律第25号）
平成 21 年	個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、固定資産税（土地）の負担軽減措置の延長と新たな条例減額制度の創設、道路特定財源の一般財源化（自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改める）、自動車取得税の時限的軽減措置、配当・譲渡益に対する軽減税率の延長等を行う「地方税法」改正（法律第9号）
平成 22 年	個人住民税の扶養控除及び上乗せ部分の一部廃止、軽油引取税及び自動車取得税の暫定税率廃止と現在の税率水準の維持、軽油引取税のトリガー措置の創設、地方たばこ税の税率引上げ、地方税における税負担軽減措置等の見直し等を行う「地方税法」改正（法律第4号）
平成 23 年	個人県民税における寄附金税制の適用下限額の引下げ、不動産取得税に係る納税義務の免除措置の廃止（市街地再開発組合、再開発会社、防災街区整備事業組合等、事業協同組合等、農地保有合理化法人、外国人留学生の寄宿の設置運営を主たる目的とする公益社団法人又は財団法人及び農業生産法人に関すること）、サービス付き高齢者向け住宅の新築等についての不動産取得税の特例措置、過疎バスの非課税措置を県条例で定めること、過料の引上げ等を行う「地方税法」改正（法律第83号） 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための不動産取得税に係る特例措置を行う「地方税法」改正（法律第96号）

	<p>東日本大震災対応税制として、個人県民税における住宅ローン特別控除の適用について自己の居住する住宅が東日本大震災の被害を受けた場合の特別措置、不動産取得税において東日本大震災により滅失または損壊した家屋及びその土地の代替取得に対する特例措置、軽油引取税のトリガー措置の停止を行う「地方税法」改正（法律第30号）</p> <p>法人の県民税の法人税割の特例措置の適用期限を延長。</p> <p>個人の県民税の退職所得の分離課税に係る所得割の特例措置の廃止、県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する措置を行う「地方税法」の改正（法律第115号）</p> <p>東日本大震災対応税制として、個人の県民税における住宅ローン特別控除について東日本大震災の被害を受けた住宅代替え住宅を取得した場合についての特例措置、不動産取得税において被災農地及び警戒区域設定指示区域内に所在する農地の代替え取得を行った場合の特例措置を行う「地方税法」の改正（法律第120号）</p> <p>全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年から平成35年までの間、個人県民税の均等割の500円引上げを行う「地方税法の臨時特例」（法律第118号）</p>
平成 24 年	<p>不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税の特例措置の延長等を行う「地方税法」の改正（法律第17号）</p>
平成 25 年	<p>地方消費税の税率の引上げを行う「地方税法」の改正（法律第69号）</p> <p>不動産取得税の特例措置の延長等、衝突被害軽減ブレーキを装備したバス等の自動車取得税の特例措置の追加、対象鳥獣捕獲員の狩猟税軽減税率の適用期間の延長、県民税の住宅ローン特別控除の延長・拡大、金融所得に係る課税方式の見直し、法人に係る利子割の廃止及び延滞金の割合の見直しを行う「地方税法」の改正（法律第3号）</p>
平成 26 年	<p>法人県民税の税率引下げ、法人事業税の税率引上げ、不動産取得税の特例措置の延長等、自動車取得税の税率引下げ及び環境負荷の小さい自動車に対する軽減割合の拡大、自動車税の特例措置の見直し及び延長等を行う「地方税法」改正（法律第4号）</p>